

平成30年9月第20回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成30年9月10日第20回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	森 義洋	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	佐々木 厚	町民生活課長	関 本 博 之
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	南 條 守 一	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	山 田 勝 徳	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第76号 亶理町町営住宅管理運営基金条例
- 日程第 6 議案第77号 亶理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第78号 物品購入契約の締結について（平成30年度亶理町
消防団小型動力消防ポンプ購入事業）
- 日程第 8 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成30年度（社総
交）町道逢隈亶理線道路改良工事）
- 日程第 9 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成30年度（社総
交）町道板橋一本松線道路改良工事）
- 日程第10 議案第81号 工事請負契約の締結について（平成30年度亶理第
5-1号污水枝線（その1）工事）
- 日程第11 議案第82号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復
交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事）
- 日程第12 議案第83号 工事請負契約の締結について（平成30年度亶理第
5-2号污水枝線工事）
- 日程第13 議案第84号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復
交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）
- 日程第14 議案第85号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復
交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）
- 日程第15 議案第86号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復
交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事）
- 日程第16 議案第87号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復

交) 町道橋本堀添線舗装(その1)工事)

- 日程第17 議案第88号 亶理地区行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び亶理地区行政事務組合同約の変更について
- 日程第18 議案第89号 平成30年度亶理町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第90号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第91号 平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第92号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 報告第28号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第24 報告第29号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 日程第25 報告第30号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 日程第26 報告第31号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 日程第27 報告第32号 平成29年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第28 報告第33号 平成29年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について

午前10時00分 開議

議長(佐藤 實君) これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(佐藤 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、15番 木村 満議員、16番 熊田芳子議員を指名いたします。

日程第2 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第3 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(以上2件一括議題)

議長(佐藤 實君) 日程第2、議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第4、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての以上3件は、関連がありますので、一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(佐藤 實君) 議案第73号から議案第75号について、当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山田周伸君) それでは、議案第73号から議案第75号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件の議案について、一括で説明をさせていただきます。

現在選任しております固定資産評価審査委員会委員3名の任期が平成30年9月30日をもって満了となるため、次の3名を選任したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げるものでございます。

それでは、議案によりまして説明申し上げます。

初めに、議案第73号でございますが、住所は亙理町長瀬字南原6番地、氏名は安田一郎、生年月日は昭和19年1月30日でございます。安田氏は、平成15年10月の就任以来、現在まで5期15年にわたり固定資産評価審査委員会委員としてご活動いただいている方でございます。

次に、議案第74号でございますが、住所は亙理町逢隈蕨字梨木25番地、氏名は伊藤利一、生年月日は昭和28年3月20日でございます。伊藤氏につきましては、平成27年10月の就任以来、現在まで1期3年にわたり固定資産評価審査委員会委員として活躍していただいている方でございます。

続きまして、議案第75号になりますが、住所は亙理町長瀬字長井戸41番地、氏名は玉田俊一、生年月日は昭和28年8月22日でございます。経歴につきましては記

載のとおりでございますが、昭和47年3月に宮城県白石工業高等学校建築科を卒業され、その後民間の建設建築会社に勤務され、現在は自営業として設計業を営んでおります。玉田氏は吉田小学校、亘理中学校PTA会長のほか、亘理町教育委員会委員にもつかれた経歴をお持ちであり、教育行政の分野を初めとして、多方面においてご活躍している方でございます。

安田一郎氏、伊藤利一氏につきましては、これまでの実績と、その分野で精通されていることから、そして玉田俊一氏につきましては、これまでの経歴と、すぐれた見識を有し高潔な人格であることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考え、ご提案申し上げるものでございます。

以上、議員各位のご同意の方、よろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第5 議案第76号 亶理町町営住宅管理運営基金条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第76号 亶理町町営住宅管理運営基金条例の件を議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） それでは、議案第76号 亶理町町営住宅管理運営基金条例について、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

この条例につきましては、災害公営住宅の家賃低廉化事業及び特別家賃低減事業の費用として交付されております復興交付金につきまして、将来にわたる災害公営住宅の維持管理費用に充てるため、新たに基金条例を制定するものでございます。

第1条は、設置についてであります。町営住宅および共同施設の整備、修繕、改良や地方債償還に要する費用に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき設置するものであります。

第2条は、積み立てについてであります。基金に積み立てる額は、当該年度の歳入歳出予算で定める額の範囲内で町長が定める額とするものであります。

第3条は、管理についてであります。基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとするものであります。

第4条は、運用収益の処理についてであります。基金の運用収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するとするものであります。

第5条は、処分についてであります。基金は、目的達成のため必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができるとするものであります。

第6条は、委任についてであります。基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとするものであります。

続きまして、12ページをお開き願います。

附則であります。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ご質問いたしますけれども、今回の基金の関係で、私は数字がちょっと違うのかと思うんですが、公営住宅法の第1条の目的がありますけれども、町営の住宅条例もあります。この3条と同じですが、その中身というのは、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するというようなことが出ているわけです。これが目的なわけですが、本来は。

だけれども、今回の場合は、本来であれば、この目的からすれば、家賃の減額と

というのが筋ではないかと私は思うんです。貯金をするという、いわゆる基金をつくるというのはちょっと筋が違うんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 今回の基金につきましては、家賃の補助で国から復興交付金としていただいているものにつきまして、今後の災害公営住宅の将来にわたる維持管理費用として基金化するものでございまして、家賃につきましては、これまでどおり補助が受けられる期間につきましては今までどおりの補助で、家賃はそのままになってございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） であれば、災害公営住宅、こども、低所得者の家賃の減免、これの継続というのが先ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 家賃の減免につきまして、他の市町村で公表されているかと思うんですけども、当町におきましても現在シミュレーションのほうを作成してございます。

ただ、やはり町の減収につながるものですから慎重に精査をしております。これから報告をさせていただければと思って、今現在作業を進めさせていただいております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） もともと災害公営住宅のための助成制度というかそういったこと、家賃の低廉化事業で、それで基金が築かれるというのはちょっとどうなのかというふうに思いまして。

いずれにしても、前回の一般質問の中で、鈴木議員のほうでやはり下げるべきだというような、継続するべきだという話がありましたけれども、私もそのとおりでと思うので、ぜひ今後ともそういった方向で進めていただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 現在進めております作業につきまして、できましたら皆様に

ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 設置について伺いたします。

町営住宅および共同施設の整備、修繕、改良及び管理とありますけれども、町営住宅、これは既存の住宅も含むということなんでしょうか。

あと、共同施設というのはどこら辺を指しているのでしょうか。

あと、整備、修繕、改良、管理、ここら辺をもうちょっと具体的に、ここら辺まで入るといような、そういう、ちょっと教えていただければと思いますけれども。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） まず、こちらの基金につきましては、あくまでも災害公営住宅の家賃の補助に対して受ける交付金につきまして基金化するものでございまして、既存の町営住宅は含まれてございません。

整備、修繕、改良につきましては、今後今ある災害公営住宅の建物の防水処理や外壁の改修、地方債の償還等に適用するというところで考えてございます。

共同施設につきましては、集会所とかそういう施設になります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、この基金の中には既存の町営住宅は含まれないということで、これは既存の町営住宅の管理とかっていう部分は、別な一般会計とか何かでこの管理をしていくという、その町営住宅の管理、私は町営住宅はもう一本化になるものかと思っていたんですけれども、災害公営住宅と既存の住宅の維持管理は別々に考えていくということによろしいんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） そのとおりで考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 積み立て、毎年度基金として積み立てる額は当該年度の歳入歳出予算で定める額の範囲内とありますが、先ほどシミュレーションをしているという説明がございましたが、どれぐらいの金額を見込んでいるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 交付金の最終的な総額ということでお話をさせていただきますと、毎年度家賃は変動していくというもので、確定的な数字をお示しはできないんですけども、今年度の家賃を適用して補助を受けた場合ということでお話をさせていただきますと、総額で約72億円になると見込んでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今災害公営住宅の分でこれ基金をつくるという話だけれども、交付金、低廉化の分で、何年続くかというのは見込んでいるかというところ、交付金としての、低廉化事業が。将来までずっと続くものなのか、この事業が。

そして、今言ったとおり、70億円とかというような話だと、大きな話が出てきたけれども、それぐらい、災害住宅は当分こういう整備とか修繕改良なんていうのはないと思うから金がかからないと思うけれども、その差額の低廉化の分で、こんなに積み立てていいものかと思う気もする。要するに、基金としてこんなに持つものかということ。持っていいものかということが一つ。もっともっと有効活用できるような方法があるんじゃないかと。今の世の中、お金積んでたって大した利子につかないし、そうした場合そんなに、70億円というか、その基金も積む予定でこういう基金をつくるということ自体がいかがなものかとちょっと私は考えるんだけど。その辺の考え方、どう思っているのかということ。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） ただいま申し上げました総額につきましては、低廉化事業、低減事業につきまして補助が続いた場合ということでの総額をお話しさせていただきました。

今はっきりとされているのは、復興交付金が32年度までということで、それ以降の担保というのは国のほうから示されてございません。ただ、事業的には低廉化事業は20年間の補助を受けられるということになってございますので、復興交付金以外の補助として要求をしていくような形になろうかと思っております。

あと、基金の72億円が大きいのではないかというお話でございますが、やはり5年、10年と修繕を重ねていきますので、最終的に72億円が残るということではなくて、毎年来る補助金と整備、修繕にかかる費用の残った額の積み立てということでございます。

ですので、今後の修繕にかかる費用と積み立てに回る基金の額と、どういう形で毎年度収支になるかというのは今後になってきますので、そこら辺はちょっと明確にお話はできないんですけども、最終的に復興交付金としていただくのは72億円でございますけれども、やはりそこまでいく間に建物の修繕等をかけていきますので、結果的には72億円全額積み立てる額ということになるわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） この低廉化事業が20年間続くと、その想定が72億円だというような仮定で積み立てていくということなんだけれども、今まで亘理町の財調の基金だって72億円なんていう仮定で財調を持ったことも多分ないと思うし、一番大きな基金になるということね。過去に財調で72億円なんていう規模、多分なかったと思います。それからすれば、この基金の額というのは相当なものなんです。

それで、当面はこういう修理とかはなかなか新しい建物だからないし、積み立てるばかり。やはりそうした場合、財調とは言わないけれども、住宅の中で、災害公営住宅には金がかからないんだから、もう少し融通性のあるような、使用できるような考え方、目的的な基金ではなくて、そういう多目的に使えるような、範囲の広い、規制を余りかけないような基金でこれを管理していったらどうかと思うんです。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 今回の基金につきましては、災害公営住宅の今後の管理について明確にするというのが第一の目的でございます。

また、会計検査院の検査を受けまして、ことしの5月になりますが、そのときの指導としまして、災害公営住宅としての補助を受けておりますので、災害公営住宅としての管理をするということを明確にしてくださいということで今回基金化しておるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） お尋ねします。

そうしますと、ことし30年度はこの基金に積み立て、例えば今までいただいていたものの、その残額をいったんここに入れるとかっていうような方法をなさるのか、それとも31年度の予算措置のところで幾ら幾ら積み立てるといったような形に

もっていくのか、具体的な金額がわかれば教えていただきたいんですけども。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 今回の基金につきましては、平成26年度からこの交付金を受け入れてございます。そちらの26年度から29年度、前年度、そちらの交付金につきましての総額を今回基金に組み入れるという形でございます。

総額につきましては、約13億円を見込んでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第76号 亶理町町営住宅管理運営基金条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号 亶理町町営住宅管理運営基金条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第77号 亶理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第77号 亶理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第77号について説明申し上げます。

議案書は13ページ、新旧対照表は1ページとなります。

最初に議案書でありますが、亶理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する

る条例の一部を改正する条例。亘理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加えるというのでございます。

今回の改正につきましては、近年の住民像のサラリーマン化、各家族化等による社会環境の変化や、東日本大震災の影響から、地域に必要な消防団員数は減少が続いており、地域防災力の低下が懸念されております。そのような中で、火災のみを主とする機能別消防団員制度を導入し、町民の生命及び財産を保護し、地域防災力の主たる役割を担う消防団員を確保するため改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、対照表の1ページをごらんいただきたいと思っております。

最初に、改正後、新設となりますが、第2条の2、団員の種類。

団員の種類は次のとおりとする。

第1項第1号、基本消防団員。次号に規定する団員以外の団員（以下「基本団員」という。）

第2号、機能別消防団員。火災防除に限って従事する団員（以下「機能別団員」という。）

すべての災害、活動に参加する団員を基本消防団員として、特定の災害任務である火災のみ従事する機能別消防団員を導入するに当たり、区別するため追加するものでございます。

次の第3条、任用。第1項において、2行目、その他の団員の前に基本置かれることとなりますが、団員の種類の新設に伴い、団員を基本団員とするものでございます。

第2項、機能別団員は前項各号に規定する資格を有し、団員もしくは消防団員の経験を有する者、または団員としての必要な知識、経験を有すると団長が認めた者のうちから、町長の承認を得て任用する。

機能別団員の任用資格を消防団員もしくは消防職員等の経験を有する者とし、豊富な知識、経験を持つ者を即戦力として任用するために設けるものでございます。

次の2ページに移りまして、第9条、報酬。ただし、機能別団員には報酬を支給しない。を追加するものでございますが、出動を火災に限定することで、基本団

員の補完的な制度として採用するため、年報酬制度より対象外とするものでございます。

次に、下段の第10条、費用弁償。第1項第7号として、機能別団員が職務に従事した場合、1回につき5,000円を追加するものです。年額報酬を支給しないため、費用弁償額を支給するものとなります。

次に、第12条、退職報奨金。第2項のただし書きとして、ただし機能別団員が退団する場合において、基本団員として勤務していた年数は通算しないものとするものであります。基本団員として退団した際に退職報奨金が支給されているため、通算しないこととする関係でございます。

議案書のほう14ページに戻りまして、附則、この条例は公布の日から施行する旨がございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 今、消防団員は定数が460名としているわけですが、現在何名いるかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 直近といたしますか、平成30年9月1日現在で、団員は合計で384名でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 差し引き76名が定員に不足しているわけですが、今回の募集といたしますか、目標は何名としておりますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 確実に採用できればいいのですが、大体幹部会でお話した中では10名ぐらいという想定でやっている状況でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 10名というか、ちょっと少ないと思うんですが、この定数についてですが、基本消防団員にこの機能別の消防団員といたしますか、それをカウントするのかどうか。定数460名に含めるのかどうか。これについてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） ご質問のとおりでございますが、現在の460名の定員でございますが、その10名といいますか、それを加えることとなりますが、一応は差し引いた76名までの範囲でということでの考えでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今回の条例改正につきましては、この消防団機能の充実強化ということと団員の底上げ、これ今の高野議員のほうからの質問が10名という想定ということでございましたが、まず1点ですが、対象人員、退団なされた方または経験を有する方、対象人員はまずどのぐらいいるのか。

そして、もう一点なんです、今回の改正目標は、昼間火災発生の初期体制の強化、つまり昼間しか出られない人という自動的な条件がつくわけなんです、今回対象者がいても日中出勤できる人ということになってくるわけなのか、この2点をまずお聞きします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 対象人員、そこまでは、年齢的なこともあるんですけども、ちょっと対象人員までは把握しておりません。申しわけございません。

あと、やはりある程度幹部といいますか、それにならなくても、家庭の事情等をやめて、ご家庭で通常、平日でもご家庭にいらっしゃるという方も何人かいらっしゃるといってお話が幹部会の中でありましたので、そちらの方をお誘いしていきたいという考えでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 家庭の事情とかやむを得ない理由とか、そして年齢的なものから退団される方、そして一旦休むという方もおられるわけでございます。

それで、消防団員の勧誘って、各地区の団員の方がこまめにローラー作戦を展開して勧誘を重ねてきて今現在があるというふうなことなんでございますが、今回のこの機能別消防団員についての勧誘の方法とかアプローチの仕方ってなかなか難しくなるんじゃないかと思うんですけども、この辺どういうふうに考えているのか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 声がけといいますか、その関係については幹部会なんかでもお話があったんですが、あと消防団にはOB会という組織も、任意の組織がござ

いますので、消防団のOB会、それから分団ごとに退団された方を想定しまして、そちらの方にお声がけをしていきたいという考えでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後であります、今回の条例の消防団員、そして機能別消防団員に特化、つまり火災に特化している改正というふうなことなんですが、一般的に、防災の中には当然地震、津波、集中豪雨などの風水害がございます。そして、また今回の条例改正の火災と、行政区では防災訓練は全ての災害を想定しているという形をとっております。

火災以外の災害発生の場合は、出動義務は今回この処遇とあと運用の場合では必要ないとされておりますが、経験、消防団としての長い経験、そしてやはり責任感から、火災以外の場合にやはり自己判断で当然出動するというに私はなるうかと推定するんですけれども、そういった場合、どうしてもこのやはり処遇、その運用について、この説明があった処遇等だけでは対応しきれない部分が出てくるんじゃないかと思うんですが、こういった地域のある意味防災の中でのリーダー的な役目を果たす、基本的には消防団員になりますから、その中で機能だけに特化しているという形になりますけれども、そういった出動もやむを得ないという状況が出てきた場合の処遇、待遇についてはどのようにお考えなのか、最後にお聞きします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 基本的にはやはり火災にという形になるわけなんです、これについてはやはり消防団の幹部会の中でもいろいろ議論した中ではございます。

それで、確かに風水害というか、そういったことになった場合は、団長と相談した上で、どうしても出ていただくような場合も出てくるのかと思うんですが、ただやはり勧誘する上で、そういったものに、火災だけに限定しておきたいというのは、先ほど説明した中で、平日に火災があった場合に、やはり消防団員を確保できないということが一番の前提でございます。初期消火についてはやはり常備消防が出動するわけなんです、やはり議員ご承知のとおりその消火、鎮火したとはいえ、その後やはり消防団員の方が翌日まで見守っていただくとか、そんな機能がどうしても必要になってくるものですから、そういったことで考えた次第でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 3点質問いたします。

1点目は、公務災害の関係にはどういう取り扱いになるのか。

それから2点目は、指揮命令系統、例えば行政区、行政区は関係ないんですが、ないと思いますが、それぞれの分団に入るのかと思いますけれども、どういうところから、非常時の場合指揮命令が下されるのか。

あともう一つは、行政区に消防団がない行政区があるんです、今。そういった場合に、前回の質問と被りますが、誰から支持を受けて動くのか。その辺の考えをお聞かせ願います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず最初の公務災害的なことです。これについては、現職の団員と同様の保障対象となっております。

それから、その機能別団員の資格といいますか、それについては団員という認識をとっていただきたいと思います。幹部とかではなくてあくまでも一団員ということで、それでその指揮については、やはり招集する関係については、消防団というのは、班長、部長、消防団分団長とかいますので、もちろん一番は地元の、その行政区で消防団がないところもありますが、各部といいますか、網羅するような形で各分団がございますので、その命令系統の中で位置づけとなっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問させていただきます。

ここに消防団の組織概要というやつ、ネット上からとったやつがあるんですが、これを見ると4月1日現在で団員数が389人になっているんですけども、先ほどのお話だと385人とかって、さらに減ったということですよ。ということを考えると、団員がやはり減っているというのは問題で、これ悩ましい問題で、この互理だけではないんですけども、全国的に減っているという状況があるんですが、そのためには、団員をふやすという努力もやはり必要なのかというふうに思うんですけども。

国でよく進めているのが、亘理町でもやっていますけれども、消防団の協力事業所表示制度ってありますよね。たしか20社ほど恐らく加入をしているのかと思うんですけども、そういったところに対する税制の優遇制度、こういったものはどうなのかという、これ国も認めてはいるところなので、そういった制度もあるし、あるいはまた町職員の入団、町職員ね。これは亘理だけではなくてほかのところも見てみたけれども、なかなかいないんだよね、そういうふうなのは。そうした問題もどうなのかというのと、あと身分証というか、消防団員であるという身分証をもって、それをカード化しちゃって、お店なんかに表示すると優遇するという制度も、そういったことをやっているところもあるみたいなんですけれども、そういった努力というのをされてきているのかどうかをちょっとお聞きしたいと。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 消防団の協力事業所の税制といたしますか、それについては一応議題として幹部会なんかでも話はしてみたいと思いますが、それで事業所に対して、やはり多くの事業所の多くの従業員の方に入っていただきたいんですが、通常の勤務との関係もあって、やはり二、三名程度とかっていうふうになっているのが実情のようでございます。

それから、町職員の消防団の関係でございますが、去年まで1名は入っておりました。ただ、やはり実際の災害とかになった場合、町職員はそれぞれの部署でやる役割がございますので、消防団員になったとしても訓練等に参加するぐらいしかないので、なかなかその辺の住み分けというのは難しいのかと思っております。

それから、身分証といたしますか、そのことについても、今後消防団の幹部会等でお話しさせていただきたいと思いますが、それによっていろいろな割引というか、優遇とか、それを協力していただけるかはちょっと疑問なところもあるんですけれども、一応お話ししていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） いろいろ課題というか難しいところはあるのかもしれないんですけども、いろいろ努力していかないとやはり難しいのかというふうに思いますし、あとこの機能別の関係も含めてですけれども、この方は退職された方とかそ

ういう形になると思うんですが、そのほかにもよく呼びかけているのが、青年と
いますか、例えば大学生であるとか、あるいは女性を勧誘するとかっていう、
そういった課題もあるので、これも宮城県内を見てみるとなかなか難しいところ
はあるんですけども、仙台だと何人かは大学生で入っている人なんかいるんだ
けども、なかなか難しい面はあるけれども、ただいろいろな手を尽くすべきで
はないかと思います。それをちょっとお願いしながら、私の質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 大槻議員のおっしゃるような内容も今後いろいろ検討してい
きたいと思います。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 今回の改正で、消防団員の減少という事象がありますと。その背景
の中にはサラリーマン化、そして核家族化、そして東日本大震災ということなん
ですけども、この中でサラリーマン化というのは具体的で、なるほどと思って
聞かせてもらっていたんですが、核家族化と東日本大震災、こちらのほうはどの
ように影響していられていると考えられているのか、お願いします。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 木村議員のご質問でございますが、まず消防団員の減少につ
いては、東日本大震災前、平成23年3月1日現在だったんですが、501名の団員数で
ございました。それで、9月1日現在384名ということで先ほどお話しさせていた
だきましたが、まず比較してみますと、東日本大震災の影響が大きな原因だと思
っております。特に、震災で大きな被害を受けた沿岸部ですね、荒浜地区、それ
から吉田東部地区の団員が大幅に減少しております。

その主な理由としては、震災で被災したことによりまして、居住地や家族形態、
さっきの言っていました核家族化、家族形態さらには就業形態、やはり亘理町か
らの通勤といますか、それが難しくなったとか、そういったことがあるのがあ
げられるのかと思っております。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） そうしますと、東日本大震災によって大きく変わられたということ

なんですが、今後のこの現象を少なくしていくということを考えると、今のご説明ですとサラリーマン化、就業形態の変化、それから核家族化、こちらのほうが出てくるんだと思うんですが、どちらのほうか、複合的に絡み合っているんだとは思いますが、何かボトルネックとしてとらえられているようなところがあるのであれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） サラリーマン化というのが一番、東日本大震災の考えもありますが、サラリーマン化が一番の要因だと思っておりますが、今後消防団員の減少と合わせて懸念されることは、宮城県の統計の結果なんですが、御存じのとおり本町の昼夜間の人口比率、これは県内で3番目となっております。低いほうから3番目ということです。申し上げますと、例えば富谷とか七ヶ浜がやはり低いようでございます。その次に本町、亘理町というふうになっている、平成27年の統計調査なんですが、そういうふうになっているようでございます。そんな中で、サラリーマン化と町外の就業が進むことが考えられまして、平日の昼間、火災が発生した場合、団員の確保が難しくなるというふうを考えております。

このために、今回退団された方や消防署を退職された方を機能別団員として任命していきたいという考えでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず、募集方法はOB会、分団ごと、こういった形で声がけをすると、こういうことではございましたけれども、平成28年9月の定例会において、ここで高野 進議員が質問をしております。消防団OBを活用した機能別消防団について検証し、消防団増員につなげるべきということについて伺うということで、当時の町長に質問しておりました。

町長の答弁は、機能別消防団については、消防団、消防署職員OBについては、豊富な経験を生かして消防団活動に携わることも可能とは存じますが、年齢、体力の問題や仕事の都合により退団された方も多いため、機能別消防団員の確保は極めて、極めてという言葉を使っております、極めて難しいと理解すると、このように答弁しておりますけれども、では今後どのように取り組むのか、この件について伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 平成28年9月に、高野議員からの質問に対して、当時そういった回答をしていたようでございますが、やはり消防団の幹部会の中でいろいろなお話し合いがありまして、実際に火災のときにOBの方とかが来ていただいて、そのときに、一番はその経験により、水利の関係とか、消火栓の、消火に係る技術的な部分を指導していただいているということもありましたので、そういったことを踏まえた中で、やはり、さっきも回答した中で若くしていいいますか、そんなにお年にならなくても退職している方もいらっしゃいますし、例えば消防署の退職した方はまだ60代前半なんですけど、なかなかただ消防署を退職した方は、別な面でいいますと交通指導隊とかそういったことに従事されている方が多いようなんですけど、そういったことも含めまして、この機能別消防団員を多く活用していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） しっかりとそこところは考えてやって、10名を想定しているということですけども、そのぐらい何とか頑張ってもらいたいと、こう思います。

そして、また先ほど団員として認識して動いてもらう、要するに団員として行動するわけですけども、やはりOBの方、消防長とかああいった方々なんか来た中で、消防副班長、そういった方なんかやはり号令をかけられるかどうか、私はこれをちょっと疑問に思います。火事的时候は、そういう緊急の場合はそういうことも言っていないとは思いますが、意外とやはりあれもってこいこれ持ってこいはちょっと厳しいのかと、こういうことも考えるわけですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 確かに、幹部会の中でもその位置づけといいますか、それは議論にもなったんですが、やはりそれだけの認識がある方なので、分団長なりの指揮命令系統の中で動いていただくということで、幹部の中では了解をしたという状況でございますので、もちろん威張るとかそういったことはないと思いますので、きちんとした活躍をしていただけるという認識でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 亙理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号 亙理町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第78号 物品購入契約の締結について（平成30年度亙理町消防団小型動力消防ポンプ購入事業）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第78号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 颯一君） では、引き続きまして、議案第78号 物品購入契約の締結についてご説明させていただきます。

15ページ目をお開きください。

こちらは、物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、事業名、平成30年度亙理町消防団小型動力消防ポンプ購入事業。

契約金額、1,149万1,200円。

契約の相手方、日本防災工業株式会社仙台営業所でございます。

なお、落札率は95.6%でございました。

入札の概要につきましては、16ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年7月6日。

入札の方法は、指名競争入札。

指名条件の主なものは、亘理町競争入札参加資格者名簿の登録業者のうち、小型動力消防ポンプの取り扱い実績のある業者から選定したものでございます。

入札参加業者は、共栄防災、古川ポンプ製作所、トーハツ県南サービス、アオキ、日本機械工業、日本防災工業の6者でございました。

入札回数は、1回。

購入品目及び台数は、小型動力消防ポンプ7台。

仕様につきましては、参考として17ページ以降に仕様書を添付しておりますので、参照願います。

受け渡し期限につきましては、平成30年11月30日と設定しております。

以上で、議案第78号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 済みません、1点だけお聞きしたいんですけれども、このポンプ7台なんですが、配置場所だけ教えていただきたいと思ひます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 平成30年度の購入7台になりますが、まず亘理分団に3台、逢隈分団に4台となります。亘理分団3台につきましては、3部2班の鹿島、それから3部3班の神宮寺、4部3班の高屋でござひます。逢隈分団4台については、1部2班の小山、それから1部3班の上郡、それから2部2班の上の町、最後に3部3班の蕨の4台ということで、合計7台でござひます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第78号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成30年度（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事）

日程第9 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成30年度（社総交）町道板橋一本松線道路改良工事）

（以上2件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第79号 工事請負契約の締結について及び日程第9、議案第80号 工事請負契約の締結についてまでの以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第79号及び議案第80号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 続きまして、議案第79号及び第80号は、社会資本整備総合交付金事業であり、関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第79号をご説明させていただきます。

19ページ目をお開き願います。

こちらは工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、平成30年度（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事。

請負金額、1億4,536万8,000円。

契約の相手方、株式会社芦名組でございます。

なお、落札率は75.48%でございました。

工事の概要につきましては、20ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年7月20日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、亘理町及び近隣市町に本店を有する事業者で、建設業法によ

る土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。なお、近隣市町村を申し上げますと、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者でございます。

入札参加業者は、同事建設、芦名組、宮城林産、阿部工務店、斎藤工務店、太田工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、結城組、今野建設の11者でございます。

入札回数は、1回。

工事場所は、亶理町鹿島地内外で、22ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として、幅員10メートル、延長1,050メートルの区画において、土工、排水工、舗装工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として23ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

続きまして、議案第80号をご説明させていただきます。

25ページ目をごらん願います。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（社総交）町道板橋一本松線道路改良工事。

請負金額、4,298万4,000円。

契約の相手方、千石建設株式会社でございます。

なお、落札率は83.16%でございました。

工事の概要につきましては、26ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年7月20日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、田中建材輸送、太田工務店、千石建設、岩佐組、S S スチール

開発の5者でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亘理町吉田字板橋地内外で、28ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として幅員7.5メートル、延長320メートルの区画において、排水工、舗装工、道路附属施設工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として29ページ以降に平面図を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第80号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第79号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ここで11者入札に参加したわけでございますけれども、1者失格になっておりますけれども、この点について伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） こちら、最低制限価格を下回ったということで、失格とさせていただきます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 議案書の24ページに標準横断面図が記載されておりますが、歩道と車道の境界部、右下にA部詳細図とありますが、歩車道境界ブロックが設置予定のようです。

次の議案第80号のちょうど板橋一本橋線や議案第82号の荒浜大通線の標準断面図を見ますと、歩車道境界ブロックと合わせて視線誘導標が設置予定になっております。なぜ逢隈亘理線は視線誘導標が設置予定ではないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 24ページの標準断面図につきまして、実際に視線誘導標というのは40メートルに1カ所入るものでございまして、こちら工事のほうでは設計

に組み込まれておりますが、標準断面図のほうには記載がございませんでした。
こちらのほう、次の標準断面図との整合性をとりながら、統一した図を今後つけてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 工事請負契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第81号 工事請負契約の締結について（平成30年度互理第5-1号汚水枝線（その1）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 続きまして、議案第81号をご説明させていただきます。

31ページをお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度互理第5-1号汚水枝線（その1）工事。

請負金額、1億2,182万4,000円。

契約の相手方、株式会社宮城林産でございます。

なお、落札率は84.94%でございました。

工事の概要につきましては、32ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年7月27日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、互理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、宮城林産、阿部工務店、斎藤工務店、太田工務店の4者でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、互理町吉田字大谷地外地内で、33ページの位置図を参照願います。

工事内容は、汚水管敷設工事として、延長535.5メートルの区画において、第1工区、第2工区それぞれにおいて、記載の仕様により施工するものでございま

す。

工期につきましては、平成31年2月28日までと設定しております。

以上で、議案第81号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第82号 工事請負契約の締結について（平成30年度
（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工
事）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第82号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） 続きまして、議案第82号をご説明させていただきます。

34ページ目をお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事。

請負金額、6,674万4,000円。

契約の相手方、斎藤工務店でございます。

なお、落札率は85.8%でございました。

工事の概要については、35ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成30年7月27日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、斎藤工務店、田中建材輸送、千石建設、S S スチール開発の4者でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亘理町逢隈高屋字中野地内外で、36ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として、幅員11.5メートル、延長473メートルの区画において、排水工、舗装工、道路付属施設工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、37ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第82号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） まず、今回のこの工事箇所東のほうに何件か家があるというのと、あと荒浜のほうからこの道路に入ってきたときに、ここで工事をやっていると、通行どめだということになると袋小路になってしまうと思うので、迂回路対応になるんだと思うんですけども、そのようなことでよろしいのかどうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回の工区の東側に住宅が数件ございまして、そのすぐ東に、南北に町道が走っております。高屋から蔵に向かう町道ですが、そちらのほうを迂回路として考えてございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） この工事が終わりましたして供用開始となった場合に、この交差点って
いうのは信号機の対応になるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらのほうは県の規制課と協議をしておりますして、信号を
設置するというので協議のほうは終わっております。

ただし、その設置時期についてはまだ決まったものがございません。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今の交差点のところ、荒浜大通線から、荒浜の市街地のほうから直
接この道路が多く、交通量も多くなるのかと思っております。

そうした場合に、ここに高屋小学校の北側というようなこともありまして、どっ
ちが優先、避難道がこれまで優先ということになっているんですけども、一時
ストップのことです。信号機が設置されるまで一時ストップをしないと、この辺
が交通事故の原因になってくるのかと。ここからずっと行って、深町ですか、農
協の深町倉庫の北側、あそこでたびたび大きな交通事故があるわけです。

そういうことを踏まえて、この辺の一時ストップの対策とか十分やっていただい
けというふうに思うんですけども、どうですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 信号を設置するまで多少時間がかかると思いますので、それ
までは東西にとまれをつけて、南北道路が今までどおり優先となる予定でござい
ます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第83号 工事請負契約の締結について（平成30年度亘理第5-2号汚水枝線工事）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第83号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 続きまして、議案第83号をご説明させていただきます。

39ページをお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度亘理第5-2号汚水枝線工事。

請負金額、1億3,500万円。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

なお、落札率は75.04%でございました。

工事の概要につきましては、40ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年8月3日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、阿部工務店、斎藤工務店、太田工務店、千石建設の4者でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亘理町吉田字板橋外地内で、41ページの位置図を参照願います。

工事内容は、汚水管布設工事として、延長688.9メートルの区画において、第1

工区、第2工区それぞれにおいて、記載の仕様により施工するものでございます。

工期につきましては、平成31年2月28日までと設定しております。

以上で、議案第83号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第84号 工事請負契約の締結について（平成30年度
（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工
事）

日程第14 議案第85号 工事請負契約の締結について（平成30年度
（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）

日程第15 議案第86号 工事請負契約の締結について（平成30年度
（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工
事）

日程第16 議案第87号 工事請負契約の締結について（平成30年度
（復交）町道橋本堀添線舗装（その1）工事）

（以上4件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第84号 工事請負契約の締結についてから日程第16、議案第87号 工事請負契約の締結についての以上4件は、関連がありま

すので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議案第84号から議案第87号について、当局から提案理由の説明を求めます。企画
財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） それでは、議案第84号から議案第87号につきましては、東日
本大震災復興交付金基金事業であり、関連がありますので、一括してご説明させ
ていただきます。

初めに、議案第84号をご説明させていただきます。

42ページ目をお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定
により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事。

請負金額、1億5,694万5,600円。

契約の相手方、田中建材輸送株式会社でございます。

なお、落札率は76.05%でございました。

工事の概要につきましては、43ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年8月3日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。条件の主なものは、仙台市、名取市、岩
沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、
蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事
について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、田中建材輸送、千石建設、岩佐組、S S スチール
開発の5者でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亘理町吉田字北中地内外で、44ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事として、幅員11.5メートル、延長1,333メートルの区
画において、舗装工、排水工、管渠工、それぞれに関し、記載の仕様により施工
するものでございます。

参考として45ページ以降に平面図を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

続きまして、議案第85号を説明させていただきます。

48ページ目をお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事。

請負金額、1億9,602万円。

契約の相手方、株式会社エム・テック仙台支店でございます。

なお、落札率は87.87%でございました。

工事の概要につきましては、49ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年8月10日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。条件の主なものは、宮城県内に本店または支店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、東鉄工業、阿部工務店、エム・テック、斎藤工務店、太田工務店、阿部春建設の6者でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亘理町逢隈高屋字道下地内外で、51ページの位置図を参照願います。

工事内容は、橋梁仮設工事として、幅員12.5メートル、延長12.2メートルの橋梁を、上部工、下部工、基礎工、舗装工、それぞれにおいて、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として52ページ以降に平面図を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第85号の説明を終わります。

続きまして、議案第86号のご説明をさせていただきます。

56ページ目をお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事。

請負金額、1億4,958万円。

契約の相手方、田中建材輸送株式会社でございます。

なお、落札率は75.37%でございました。

工事の概要につきましては、58ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年8月10日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、斎藤工務店、田中建材輸送、太田工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、SSスチール開発の7者でございました。

入札回数は、1回。

工事場所は、亶理町吉田字道上地内外で、58ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事として、幅員11.5メートル、延長663メートルの区画において、盛土工、舗装工、排水工、管渠工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として59ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号をご説明させていただきます。

61ページ目をお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道橋本堀添線舗装（その1）工事。

請負金額、8,745万8,400円。

契約の相手方、株式会社芦名組でございます。

なお、落札率は75.39%でございました。

工事の概要につきましては、62ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年8月10日。

入札の方法は、条件付き一般競争入札。条件の主なものは、仙台市、名取市、岩

沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、芦名組、渡辺工務店、田中建材輸送、千石建設、阿部春建設、S S スチール開発、エム・エヌ建設の7者でございます。

入札回数は、1回。

工事場所は、亘理町吉田字南上地内外で、63ページの位置図を参照願います。

工事内容は、舗装工事として、幅員11.5メートル、延長855メートルの区画において、車道表層、上層路盤、下層路盤、歩道表層、下層路盤それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として64ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第87号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第84号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） この工事は、主に舗装工事になると思います。そこで、長さが1,333メートルに対して、もう一つの工事としてU字溝の設置工事も入りますけれども、771メートル、半分なんです。これは道路の東側、東側にはU字溝が入っております。西側の部分ということで、多分771メートルなのかわかりませんが、そのU字溝をどうしてその当初、道路を新設したときに両方のU字溝を入れなかったのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この路線の沿線上で圃場整備が行われておりまして、圃場整備との施工調整の関係上できない部分がございます、その関係で後から側溝を入れるような部分がございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） それで、長さが1,330メートルにもかかわらず、東側が多分整備していると思うんです、U字溝が。西側が未整備だとすれば、ちょっと現場を全部確認はしているわけではないんですけれども、同じくU字溝も1,300メートルになるのかと思うんですけれども、どうしてこの半分の数字になっているのか説明してください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 47ページの標準断面図をごらんいただきたいんですが、ちょっと圃場整備と言ってしまったんですけれども、それではなくて、取付道路というのがございます。橋本堀と直角方向に、いちご団地とかあっちのほうに向かう取付道路があります。そちらの関係の側溝でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） わかりました。

47ページのこの図面なんですけれども、これを見る限りでは、道路の両端に転落防止柵と、右側にガードレールを支える支柱を建設する朱色の表示がありますけれども、工事内容にはそれが記載されておられません。この件に関してはどういうふうな扱いになるんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 全工種記載できればよかったんですが、その中から主な工種を抜粋して載せておりますので、この交通安全施設については記載をしてございません。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 避難道路、町道荒浜江下線、最終的な工事発注に来ているのかというふうに思っております。

この株式会社エム・テック仙台支店、去年、平成29年度でこの荒浜江下線の9号堀の橋梁工事、架設工事を受注しているわけです。この工期が平成31年1月31日までというふうになっておりますが、状況を見ますとあまり進捗が進んでいないのかというふうにちょっと見ております。周辺の人たちも何かそんな感じで言われているわけですが、今回高屋堀の橋梁仮設工事、工期が平成31年3月31日まで。両工事とも年度内というか、完成が間に合うのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 荒浜江下線の昨年度の橋梁につきましては、町の都合もございまして、現場にすぐ入れない箇所、電柱の移設にかなりの時間を費やしたというのと、かかろうとしたら下から図面がない用水管が出てきて、その移設にちょっと不足の日数を要したということで、現在のところ進捗はおくれているのが正直なところでございます。そちらについては理由がございますので、工期の延期のほうは今考えているところでございます。

今回の高屋堀にかける橋の件ですが、こちらは平成31年3月31日と工期がなっておりますが、こちらは発注当時から実施工程を組んだ段階でここまではちょっと終わることはできなかったんですが、復興交付金の予算上の都合で、現在まだ平成31年度の債務負担が認められておりませんので、予算上3月31日ということで工期を設定しております。こちらについては繰り越しなりの対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 繰り越し対応ということを考えているということでございますが、繰り越しした場合、どの辺あたりまで完成する予定になると考えておりますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 平成31年度の秋ぐらいまでには完成したいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 工事内容については、高屋排水路に係る橋梁工事がメインだということとは理解いたしました。高屋排水路の西側に隣接する水路がありますけれども、図面で申し上げますと、議案書の54ページ、橋梁一般図（1）の上のほうの側面図、橋梁の右側にボックスカルバートの形の図が記載されておりますけれども、この部分は何か工事はされないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この一般図、橋梁の一般図ということで載せてございましたが、このボックスカルバート、塗色のない部分ですが、こちらは柴鳥排水路、今回にあわせて一緒に公示する予定となっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） じゃあ、その点は了解いたしました。

この路線が開通するのはいつごろでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今の想定ですと、この橋が完成するころが開通時期と思っておりますので、来年の秋ぐらいを目指したいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） この路線の交差点ですけれども、県道相馬亘理線については、信号機が設置されてから、いまだに点滅信号となっております。利用者の方々から、かえって事故が起きやすくなったという苦情を伺っております。

ぜひとも設置者である公安委員会と協議をして、一日でも早く通常の信号処理をしていただくようお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） そちらの交差点、高速から出てきてすぐのところなんです

が、町のほうでも何回か警察に問い合わせをしているんですが、警察の回答としては、交通量のバランスが悪いということで、今の相馬亘理線の交通量の量と、現在やっている荒浜江下線の量が余りにも違うので、信号処理をするとかなり難しい信号の処理になるということで、荒浜江下線が全線開通するのを見てからということで、警察からは回答をいただいております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけお伺いしますけれども、ここの路線については工業団地にちょうどぶつかる形で終わると思うんですけれども、ここというのは柴町から高屋小学校まで通っている、通学している関係があるんだよね。ここは、だからそういう意味では横断歩道の整備されるのかどうかを確認したい。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 西側に交差点から工業団地に行くところで、西側の道路には歩道がありませんので、東西の横断歩道はつかないような形になります。

あと、南北については既設の横断歩道がありますので、そちらのほうは横断歩道を考えたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 2点ほど質問いたします。

ようやく橋本堀添線が、今回2件工事契約が提示されました。それで、着工率は

何パーセントになっていますか。何メートルぐらいになったのか、メートル数と着工率。それで、残り何カ所といいますか、どのぐらいあと残っているのかということをお聞きしたいと思います。

あともう一点は、今回の工事で、84号はもう承認しましたけれども、同じ田中建材が請け負ったということで、業者の体力があるから入札したのかと思いますけれども、その辺の体力、業者の体力は問題ないのかどうか。これは余計な心配かもしれませんが、その辺お尋ねします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 全体の着工率というか、着手の率についてなんですが、橋本堀線が約4,500メートルございまして、あと用地の関係とかありまして着手できていない部分が900メートルございます。それを割り戻すと約82%ほど既に着手済みということになってございます。

あと、田中建材の業者のほうですが、主に土工事を得意というか、よくやっている業者でございまして、監督員も今ちょうど十分に配置されているようなので、そちらのほうは、工事のほうはしっかりしてもらえらると思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、残り900メートルということなんですが、点といいますか、一線でこう並べて、位置、その900メートルの区間、それは何区間ぐらいに途切れているのか。一本線につながっているのか。その辺ちょっと教えてください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 大畑浜の東西に向かっている道上線というのがございます。

そちらの南側にちょっと用地の問題のあるところが2筆ございます。その部分は除いております、あとその道上線から北の部分、そちらのほうは主に900メートルとなっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） これも入札結果表を見ますと、今回入札参加業者は7者となっておりますけれども、9者申請しておりました。それで、2者が辞退しておりました。そして、その中の失格が2者と、こういう形で載っておりましたけれども、

この失格については先ほど79号でも聞きました。それと同じなのかどうか。

それから、この辞退された2者というのはどういった理由で辞退されたのか、もしこの場で話ができるようであれば答弁をお願いします。

総務課長（佐々木人見君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） まず失格でございますが、これも先ほど同様、やはり最低制限価格を下回ったということでの失格でございます。

辞退につきましては、詳細についてはちょっとこちらでは把握はしておりませんが、やはりほかの工事との関係ではないかと推測しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 辞退届についてですけれども、私昨年3月の一般質問で辞退届、これは変えるべきだと、余りにも簡単すぎるということでお話ししましたけれども、あれは変わっているのか、それともそのままずっと続けているのか、それを伺います。

総務課長（佐々木人見君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） その辞退届の件なんですけれども、これ実は平成30年4月19日の亘理町入札監視委員会のほうでもそのようなお話を、ご相談といいますか議題といいますか、させていただいたところ、やはり入札監視委員会のほうからも、ほかの自治体の事例も参考にして、例えば入札、その辞退届に類するもの等を作成するなりヒアリング調査をとということを言われまして、今そちらのほう、ちょっと時間をかけて申しわけないんですけれども、今新しいそういった辞退届に、辞退の内訳等が確認できるような記載様式を今検討しているところでございます。間もなくそちらのほうを対応したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 辞退者というのは何かあって辞退するんだと私も思いますけれども、やはり辞退届を、前回のような辞退届ではなぜ辞退するのかというがわからないわけです。やはりそういったところをしっかりと把握して、こういうことで辞退しているんだと、そういった場合、今度は入札のときもやはり町側のほうとし

でも変えることができるんじゃないかと、そう思うんですけども、いかがでしょうか。

総務課長（佐々木人見君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） その点は、入札監視委員会でも先ほどお話ししたようにご指摘があって、ただもしかしたら通り一辺倒の理由になる可能性もという意見もあったんですが、まずはやってみようということで今前向きに検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第86号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） この87号の議案並びに、ちょっと前に戻りますけれども86号、84号の工事が3月31日に終わります。舗装ができますと、当然そこの利用がその時点でできるかどうか、ちょうど長瀨小学校の東ぐらいの位置までこの道路が供用できるかどうかをお伺いいたします。

総務課長（佐々木人見君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この全線の供用というのがなかなかちょっと難しいところがございます、一番南側に県道相馬亘理線とタッチする部分があるんですが、そちら側の県事業のほうで、用地の問題も少しあったようで、まだ工事ができない部分がございます、橋本堀とは直接まだ乗り入れはできません。ですので、い

ちご団地の北から吉田浜山元線のちょっと南のあたりまで、こちらのほうは供用開始できるかと思います。

あとは、今後またありますので、ちょっとそういうところです。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） その南端の県道亙理相馬線とのアクセスの、県との問題があるという話なんですけれども、来年の3月末だとあと五、六カ月ありますけれども、それまでは解決するような手ごたえといたしますか、話し合いにはならないんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 最近県から全く情報がないんですが、今回町で施工する分から県道までの間は、県のほうで舗装まで施工するというような取り決めになっておりますので、県が終わり次第南の分は開通できるかと思いますが、今のところちょっと情報はございません。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第17 議案第88号 亙理地区行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び亙理地区行政事務組合規約の変更について

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第88号 亶理地区行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び亶理地区行政事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第88号について説明申し上げます。

議案書66ページ、新旧対照表は4ページとなります。

初めに、議案書66ページでございます。

議案第88号 亶理地区行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び亶理地区行政事務組合規約の変更について説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、消防に関する事務を共同処理するため、平成31年4月1日から亶理地区行政事務組合に岩沼市が加入し、亶理地区行政事務組合規約を別紙のとおり変更ことについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたします。

対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。

新の欄でございますが、第2条、組合を組織する市町。組合は次の1市2町（以下関係市町という）をもって組織する。岩沼市、亶理町、山元町消防広域化については、亶理地区行政事務組合に消防業務のみ岩沼市が加入する形となるため、岩沼市を加える内容となります。

その下、第3条、組合の共同処理事務。第1項第1号、ア、ただし書きにおいて、消防団の事務は亶理、山元においては町の防災担当課で事務を担当しておりますが、岩沼市については消防本部において事務を担当している状況でございます。消防法において、消防団に係る事務は市町村が行うこととされていることから、広域化後は各市町の防災等を担当する部署で事務を行うこととし、消防水利についても消防団と同様にその事務を各市町で行う義務を明記した内容でございます。

その下、第2号においては、先ほども説明したとおり、亶理地区行政事務組合に消防業務のみ岩沼市が加入する形となるため、いわゆる葬祭業務には岩沼市を除く旨を明記するものでございます。

次に、4ページの下段、第5条、組合の議会の組織及び議員の選挙方法。現在の定数8人から、岩沼市の議会議員4人が加わる形となるため、12人に変更し、現行では亘理、山元両町の関係議会となっていたものを、関係市町の議会に変更するものでございます。次の第2項及び5ページ上段第3項、次の第6条、組合議員の任期においても同様の文言の変更を行うものでございます。

次の第7条の2、特別決議。組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に関する市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む、出席議員の過半数でこれを決する。現行においては設けていないものでございますが、先ほど説明した葬祭業務関係の議決すべき案件が出た場合において、議決の方法について新たに加える条文となります。

その下、第8条、組合の執行機関の組織及び選任方法。現行においては2町のそれぞれの首長が管理者、副管理者となっておりますが、構成市町が1市2町となるため、管理者を1名、副管理者を2人とするものでございます。

その下、第2項においては、同様に構成市町の関係から関係町を関係市町に変更するものです。

その下、第3項においては、現行においては会計管理者を管理者の補助機関である職員としておりましたが、広域化協議会において関係市町の会計管理者のうちから管理者が命ずることに協議し決定されたものでございます。

その下、第9条、管理者の任期においては同様に、関係市町の関係から、関係町を関係市町に変更するものでございます。

その下、第10条、職務権限。第2項、副管理者が2人となったことにより、管理者が事故または欠けたときに、副管理者の権限の順番を定め、管理者からあらかじめ定めた者が加えられるものでございます。

次の6ページをごらんいただきたいと思います。

第13条、組合の経費の支弁の方法。第1項においても同様に、構成市町の関係から、関係町を関係市町に変更するものでございます。

その下、別表、第13条関係については、区分第3条第1号の経費の内容、共通経費の負担割合、共通経費は通常的一般経費とし、関係市の負担割合は各市町の負担額の均衡性を保つため、岩沼市40.903%、亘理町40.174%、山元町18.923%の割合で負担する。なお、地域事情の変化等を考慮し、必要に応じて各市町と協議

の上負担割合の見直しを行うこととする。この共通経費の負担割合については、単独で行った場合の各市町の負担額を基準として算出した割合となります。

次の臨時経費、広域化に伴う庁舎増改築費用、システム改修等の市本部立ち上げに係る初期経費は、各市町均等負担とする。こちらの臨時経費については、広域化に伴い、県岩沼市消防本部の庁舎に通信指令センターを統一することで協議が決定されておりますが、その改築費用及びシステム改修費用について、各市町の均等負担とすることを明記したものでございます。

次の特別経費、亘理地区の消防庁舎2棟の建てかえに要する経費については、亘理町と山元町で負担し、岩沼市には負担を求めない。その他、特殊事情による経費は別に負担割合を協議する。特別経費については、県亘理地区行政事務組合の亘理消防署及び山元分署の建てかえに関し、岩沼市に負担を求めないことを協議会で決定し、明記したものでございます。

次の第3条第2項、共通経費人口割70%、均等割30%。備考第1号、人口割とは亘理町及び山元町が人口、住民基本台帳法に規定する、前年9月末日現在の人口に比例して負担する割合をいう。2号、均等割とは、亘理町及び山元町が均等に負担する割合をいう。このことについては、先ほどにも説明したとおり、第3条第2号については葬祭業務関係となりますので、岩沼市を除く両町の現在の経費割合を改めて明記することとなるものでございます。

議案書69ページに戻りまして、附則、この規約は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第88号について説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 経費の問題について質問いたします。

共通経費、臨時経費とあるわけです。特別経費、これ建設費用ですが、これは全体の経費、概算幾らぐらい見込んでおりますか。まず質問いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 全体経費といいますか、臨時特別経費についてはまだ見込めないというか、加算はしておりませんが、一応協議会のほうでシミュレーションといいますか、今年度、平成30年度から44年度までの今後のシミュレーショ

ンということでやっております。

その中で、全体的には負担金の総額ということで、178億4,124万7,000円、これは完全なシミュレーションなんですけど、そういった形で出ているようでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） そうすると、共通経費は亘理町の場合40.174%とあります。臨時経費は均等負担。当町の負担はどうなりましょう。大体で結構です。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） これについてもシミュレーション、平成44年度までのシミュレーションを一応立てておりまして、負担比率は毎年変わってはいくんですが、実際に現在の、一応この比率、負担率で計算しますと、平成44年度までに本町は71億5,357万2,000円というふうにシミュレーション上出ております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 財源についてなんですが、国からも特別交付税措置、それから減災事業債ということで、国の財政支援があるわけなんですけど、これの、概略でも結構ですからお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 先ほどもお話あったように、特別交付税措置のほうは、あと庁舎建設についてはいわゆる建設事業債のほうも当て込むことができますので、それ相当の交付税措置がされると見込んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 今回の広域化ということ、スケールメリットを最大限に生かして効率化を図っていくというのは当然のことだと思うんですが、職員率の充足率なんですけど、亘理地区が56.4%、基準人員が133名のところを75名と、岩沼市が49%で、基準人員102名のところを50人なんです。合計すると53.2%と、ここで押し下げているわけなんです、岩沼市が。県平均が66.7%で13.5ポイント低いわけです、平均からすると。

今後、人事交流も活発化していくことになると思いますが、よもや亘理地区の人

員が手薄になるということはないと思いますが、適正な人員配置計画についてどのようなお話があったのか、説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 定員の関係でございますが、やはり今の人数といたしますか、それですと出しましょうということになりまして、実際にはその定数の配置的には、消防部局50と75、125ですが、その中には初めてというか、その年に採用した人数とかは含めておりません。それから、例えば消防学校等の教員といたしますか、指導職として派遣する人数等もそれについては含めておりませんが、確かに充足率はちょっと低い状況でございますので。

ただ、実際にやはり人件費が相当かかるものですから、そういった経費も含めた中で、協議会で今いる人数でということで協議が整ったわけでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 次、負担経費割合についてちょっとご質問いたしますが、消防運営に係る実質経費という説明ではございました。

岩沼市と亶理町の割合は、今総務課長から説明があったとおり、均衡を保つということは当然分かるんですけども、亶理町と山元町の割合は、これは当然私も理解できます。しかし、岩沼市が40.9%、亶理町が40.17%ということではございますが、やはり往々の能力負担という考え方をもとにすれば、岩沼市は亶理町より1万人以上人口が多いわけでございます。そして、財政基盤も当然上回っているわけでありまして。負担能力が非常に高いわけです。そして、出動回数も一人当たりを見ますと高いわけでございます。

岩沼市と亶理町の間を見れば、亶理町と山元町の間というのは、当然人口とかは、当然ながら負担能力から積算しているというふうに私は考えていますので、そういった観点から考えれば、やはり岩沼市はもっと負担して然るべきではないかと思うんですが、この辺の話し合いについて、ちょっと具体的にお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず、この広域化の関係について、まず岩沼市と今の亶理地区行政事務組合の負担ということが一番最初に出てくるわけです。それで、議員ご承知のとおり、亶理地区行政事務組合については、消防費に関しては、消防費の

基準財政事業額、それによって、地方交付税第1条の規定による算出になるわけなんですけど、その中で現在、平成29年度は亶理町が68.05%、山元町が31.95%、平成30年度は若干山元町の人口等がふえましたので本町が67.98%、山元町が32.02%でございます。これについては、毎年基準財政事業額によって負担比率を決めていたわけなんですけど、先ほども申しましたとおり、その亶理地区行政事務組合と岩沼市の分を結局比較した中で、今度亶理地区行政事務組合の分としての亶理町と山元町というような比率がございますので、結果的には岩沼市が40.903%、亶理町が40.174%、山元町には18.923%という算出になったわけでございます。

これについては、いろいろな議論は確かにあるかもしれませんが、協議会でやはり各首長を交えた中で決定したものでございまして、そんなに異論的なことはございませんでした。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 最後は関連なんですけど、当然葬祭業務が各市、各亶理地区で別々に行っていますが、この辺の話し合いも含めた将来の計画について、もしあれば説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） やはりメリットのことを申し上げますと、今救急車は亶理地区行政事務組合には3台、岩沼市では2台というふうになっております。これが特に一番救急の関係が出てくると思うんですけども、やはりシミュレーション上で、特に逢隈地区なんかは救急車の出動について、ある程度今よりも時間が稼げるといいますか、早く到着できますし、最終的に搬送される先は南東北病院がほとんどなものですから、そういったことでは、本町において物すごくメリットがあるのではないかというふうには考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 事務経費等の負担がわかったんですけども、これによって亶理地区行政事務組合の職員の報酬、報酬というのは上がるのか下がるのか、それとも今までどおりいくんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 基本的には、協議会でいろいろ協議をしております、岩沼の

市の分で若干上がる部分がありますし、亶理町の分として合わせるといいですか、そういったことも、手当等も含めましてなっておりますので、基本的には上がらないという見解でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ご質問をさせていただきますけれども、今総務課長が言われたように、今回のこの広域化については、確かに逢隈地区、県の資料を見ますと4分36秒ほど短縮になるという話で載っていますけれども、そういった意味ではメリットがあると思うんです。

私が懸念をするのは、今回のこの広域化のほかに、平成20年に宮城県の消防広域化推進計画というのが出されました。そうすると、それはこの名取亶理地区以外の仙南全部、30万人とかいわれていますけれども、そこを一つのブロックにする、仙南ブロックをつくるんだと。それから、仙台市を中心にしたその周りのところで県中ブロック、それから県北ブロックと、この3つをつくるという形になるんだけれども、その中の一環として今回のことがあるんだとすると、ちょっと私は問題なのかと思うんです。

30万人ほどのかなりの広域のやつもつくるとなると、非常にいろいろな面で問題があるし、地域密着型から外れることになるので、その一環ではあるのかどうかというの、そこを聞きたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 確かに県としては3つのブロックでということで、その一環である、その一歩だとは思いますが、ただやはり今回の北海道地震なんかも、災害とかもありましたが、やはり母体となる消防が大きければほかに助けに行けるといいますか、派遣する比率、比率といいますか、派遣しやすい環境にもありますし、逆にうちのほうで何かあったときも、実際に東日本大震災なんかのときも、名古屋の消防隊、やはりあそこも母体となるものはものすごく大きい組織なものですから、一つの大隊が応援に来てくれたというふうなことがあります。日本全国、やはり消防を広域化して行って、お互いの災害に備えていくというのを、基本的に宮城県でも考えているようでございますので。

ただ、今後どうなっていくかわかりませんが、今回の関係についてはその一つではあるのかとは思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） その問題についてはこの場で言ってもどうしようもない問題だとは思っただけけれども、非常に問題だというふうに私は捉えていて、今現在県からの働きかけがあるのかどうかお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今回の消防広域化については、県の消防課がオブザーバーという立場で、実際全ての会議のほうに県の消防課の職員が入った中で協議を進めてまいったわけでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 私が言ったのはそうじゃなくて、全体の広域化の話ですけども。それがどのぐらい進んでいるのかというのを聞きたかったのと、あともう一つ、今回のことについて住民説明というか、そういったものがなされていないような気がするんですけども、ほとんどわからないのではないかといううちにもう決まってしまうというような格好になると思うので、その説明はどうなっているのかというのをお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今回この議案関係、かけていただいたうえで、それぞれ岩沼市なり山元町なりと相談はしておりますが、パブリックコメント的なこと、そういったことも募集したいとは思っておりますが、それについてもこの議決をいただいた中で、今後協議会で、どういった形で住民の方に説明をしていくかが決定されるものと認識しております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号 亶理地区行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び亶理地区行政事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 亶理地区行政事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び亶理地区行政事務組合格約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は13時15分とします。休憩。

午後0時24分 休憩

午後1時12分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、先ほどの議案第88号の企画財政課長の答弁について、訂正の申し出がありますので、許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） ご説明させていただきます。

先ほど広域化のメリットの一つとして、その財源として建設事業債などを使えるというような表現をしたかと思うんですが、厳密にいうと緊急防災減災事業債、こちらのほうは広域化を前提として、公益化後10年以内に完了するものに対して、交付税措置率が70%という大きなものの措置がされるというもの、これが広域化のメリットの大きなものでございます。訂正させていただきます。

以上でございます。

日程第18 議案第89号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第89号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、議案第89号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊でお配りの平成30年度亶理町一般会計補正予算書（第2号）をご準備願います。

1 ページ目をお開きください。

平成30年度亘理町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,003万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億9,473万7,000円とする。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による、とするものでございます。

初めに、歳出予算から説明いたします。15ページをお開き願います。

本日は項目が多いため、金額の大きいもの中心にご説明させていただきます。

初めに2款総務費でございます。

1項1目一般管理経費につきましては、右の16ページの説明欄に記載のとおり、細目4一般管理経費として、今泉区において、区が所有する備品等を収納するため、今泉公会堂の倉庫増築に対し、亘理町集会所建設事業補助金196万9,000円を追加補正するものです。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、18ページの説明欄に記載のとおり、細目4住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費として、社会保障番号制度におけるマイナンバーカードへの旧姓併記など、記載事項の充実化に対応するための住基システム改修費として598万2,000円を追加補正するものです。

3款民生費につきましては、1項7目障害者福祉費として、右説明欄に記載のとおり、平成29年度分の障害者自立支援給付費負担金の確定に伴う国及び県への返還金として1,217万1,000円を、同じく2項1目児童福祉総務費として、20ページの説明欄に記載のとおり、障害児入所給付費等負担金の確定に伴う国及び県への返還金として180万9,000円をそれぞれ追加補正するものです。

次に、2項2目児童館費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目4児童館管理経費として、逢隈児童館とB&G海洋センター体育館をつなぐ渡り廊下について、亘理消防署より、現行の消防法においては不適な施設であるとの指摘を受けたことから、解体撤去などの工事費として628万1,000円を追加補正するものです。

次に、2項4目児童措置費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目3保

育園経費として待機児童対策である亘理町子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成31年4月に開設を予定している傷病保育施設等整備事業について、補助金2,400万円を追加補正するものです。

続きまして、6款農林水産業費につきましては、1項4目農業振興費において、右説明欄に記載のとおり、細目3農業振興事務経費として、青年の農業意欲喚起及び就農後の定着を図るため、亘理町農業次世代人材投資事業補助金150万円を追加補正するものです。

続きまして、8款土木費につきましては、21ページ、2項3目道路新設改良費において、右説明欄に記載のとおり、細目3改良事業費として、わたり温泉鳥の海周辺の避難道路や亘理シーサイドベースの整備が完了したことから、町道鳥の海公園西線の道路改良工事費900万円を追加補正するほか、4項6目復興事業費において、右説明欄に記載のとおり、細目16避難道路新設・整備事業費として、町道荒浜大通り線の整備に係る用地購入費及び外構等の物件補償費合わせて1,919万8,000円を追加補正するものです。

続きまして、9款消防費につきましては、1項1目常備消防費において、右説明欄に記載のとおり、細目3常備消防経費として、平成31年4月の消防広域化に向けた準備費用として、職員被服購入費やネットワークシステム構築費用などに要する分担金2,936万9,000円を追加補正するものです。

続きまして、10款教育費につきましては、2項小学校費において、右説明欄に記載のとおり、細目9施設整備事業費として、逢隈小学校東校舎1階給水管改修工事費として295万1,000円を、24ページ説明欄に記載のとおり、細目10施設管理経費として、教育用ネットワークシステムの利便性向上及びセキュリティー強化などを盛り込んだ内容に更新するための費用として、委託料など260万1,000円を追加補正するほか、3項中学校費において、右説明欄に記載のとおり、細目7施設整備事業として、亘理中学校防火扉改修工事費として708万4,000円を、細目8施設管理経費として、小学校同様、教育用ネットワークシステム構築等業務委託料など173万4,000円を追加補正するものです。

以上が歳出な主な内容でございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

9ページをお開き願います。

1 款町税につきましては、現在の課税状況などにより、主に償却資産が増収となる見込みであることから、固定資産税として総額8,760万円を追加補正するものです。

8 款地方特例交付金につきましては、住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための減収補填特例金1,229万2,000円を追加補正するものです。

9 款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い、4,989万9,000円を減額補正するほか、歳出でご説明いたしました消防広域化に伴う経費の財源として特別交付税1,468万4,000円を追加補正するものです。

13 款国庫支出金につきましては、社会保障税番号制度に係る住基システム改修事業の財源として、総務費国庫補助金570万9,000円を追加補正するものが主なものです。

14 款県支出金につきましては、11ページに記載のとおり、2 項 2 目民生費県補助金として小規模保育施設等整備事業に対する補助金2,133万3,000円を追加補正するほか、2 項 4 目農林水産業費県補助金として農業次世代人材投資事業補助金150万円を追加補正するものです。

16 款寄附金につきましては、植樹活動に対する支援の目的で、国際ロータリー第2520地区様より寄附金を頂戴したこと、また吉田保育所における鉄棒等の備品整備の目的で、株式会社N T T ドコモ様より寄附金を頂戴することになったことから、総額77万9,000円を追加補正するものです。

17 款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として2,306万8,000円を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

20 款町債につきましては、臨時財政対策債の借入額の確定に伴い、990万円を追加補正するものです。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

第2表にございます債務負担行為の追加につきましては、新庁舎の供用開始にあわせて住民情報システムを更新する計画であり、それに向けた準備を行う必要があることから、平成30年度から平成31年度までの限度額を、亘理町住民情報シス

テム構築業務委託を1億7,585万円に、現行住民情報システムデータ抽出業務委託を9,180万円に、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、第3表地方債補正をご説明いたします。

こちらは、臨時財政対策債借入額の確定に伴い、4億590万円としていた借入限度額を4億1,580万円に変更するものであり、記載の方法、利率、償還の方法は変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） まず最初に、16ページの中段、庁舎管理経費委託料、PCB特別管理産業廃棄物登録補助作業、業務委託、22万2,000円、ポリ塩化ビフェニル、非常に毒性が強い化合物で、本当に強い毒になるわけなんですけれども、この廃棄物はまずどこから排出されるのか。

そして、この業務の委託についてご説明をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） PCB、いわゆるポリ塩化ビフェニル、こちらのほう、以前は燃えにくくて、電気で、絶縁性にすぐれているということでかなり広く使用されていたところなんですけれども、有害であることが判明したということで、昭和47年度以降は使用禁止ということと、あと現在PCBを使用した廃棄物となったものは特別な保管処分が義務づけられているというようなところでございます。

本町におきましても、この廃棄したPCBを保管している状況でございまして、今現在の数量としては、蛍光灯安定器97個で、総重量が241.5キログラム、こちらを今現在保管しているようなところでございます。

今回はそれを、県の指導で10月末までに、その高濃度廃棄物の処分場への登録を完了させて報告しなければいけないということで、今回22万2,000円の登録補助作業の業務委託をしていたところでございます。

ちなみに、今後のスケジュールとしては、来年度の予算計上となると思うんですが、今現在北海道室蘭市の廃棄物処理場の指定業者、こちらを想定して、その処分費用、運搬業務等の処分費用を計上する見込みでございまして、今現在算では約300万円ほどを見込んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 続きます。22ページ上段の避難道路新設・整備事業の中にある公有財産購入費1,090万9,000円、そしてその下に、公有財産の下に補償補填及び賠償金828万円とございますが、まず公有財産のほうについては、この場所と面積、そして購入価格が1点。

そして、保証補填についての829万円については何を保証補填するのか、明細についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 場所につきましては、路線は荒浜大通線、塩釜亘理線との交差点付近の箇所となります。そこで、塩釜亘理線のほうに右折レーンがつきますので、その分の拡幅に伴いまして用地を取得するものです。面積としましては1,469.01平米です。金額につきましては、こちら合計した1,090万9,000円となっております。

あと、補償につきましては、こちらも同じ箇所で、交差点の周辺なんですけど、宅地部分の盛り土に関する補償となっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） ちょっと聞き方が悪かったものですから、再度平米当たりの単価。

それと、あと今回荒浜大通線の工事時期とその開通時期、いつごろに最終的に、全線開通するのはいつ頃になるのか、その2点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） まず、地目ごとですが、田んぼについて、4筆で442.6平米、単価のほうは3,800円。畑が2筆で364.79平米の3,800円、こちら平米です。宅地が6筆で598.61平米の、平米単価が1万2,200円です。雑種地の1筆が62.93平米で、単価が平米当たり8,540円です。

荒浜大通線の今後の見通しなんですけど、ことしの12月議会の議決を目指してこの交差点箇所の部分を発注したいと考えております。工事箇所とすると、ここが最後の工事箇所となります。

そして、開通時期ですが、やはり工期としては、橋もありますし交差点の拡幅延

長もかなりありますので、1年半ぐらいの工期はかかろうかと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） それでは、20ページです。

細目4の児童館管理経費なんですけれども、これは逢隈児童館の渡り廊下なんですけど、大変重宝してきた渡り廊下だと思うんですけども、これの解体を指摘されたということで撤去工事を行う、この不適切といわれたのは、どういう点が不適切なのか、まずそこを1点。

それから、将来的にこれにかわるものというか、適切な施設というものをつくる予定があるのか。その2点、お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、逢隈児童館とB&G海洋センターの会館の間にある連絡通路、渡り廊下についてですけども、昨年消防署の査察を受けまして、通路の内装材が防火性能不明ということのご指摘がありました。あと、ちょっと一部物置として使用していたということで、避難経路の妨げになっていたということと、あと延焼を防ぐ構造になっていないということで、防火扉等々の設置について指摘を受けたところでございます。そのことから、今回解体撤去という方向になったものでございます。

一応解体撤去後のものについては、そのままの状態と。物置については改めて新設するという計画になってございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5番（小野典子君） 22ページ、防災対策費、細目6です。ここの補助金のところですが、スクールゾーンの危険ブロック等について、先だって早急に検査されていたようなんですけれども、これの、学区ごとにどのぐらい該当するものがあったのか。

そして、またこれに対する補助金というのは幾らぐらいになるのか、その辺をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらのブロック塀関係ですが、そもそもは平成14年度に1

回スクールゾーン内を調査しておりまして、そのときに28件不良のブロック塀がございまして、町の補助金も充当しておりますし、順調に解体が進んで、現在2カ所残っております。学区としましては、逢隈小学校の学区と亘理小学校の学区、この2カ所となっております。

補助金の額につきましては、解体につきまして上限が15万円、また取り壊したところに新たにフェンスとか基準に耐えるものを立てるのであれば、それに対して上限が10万円という、1件当たり最大で25万円の補助をつくっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 農林水産業費、20ページです。

亘理町農業次世代人材投資事業補助金なんですけれども、こちら営農形態、どのようなものをつくっていて、どれぐらいの規模でやっているのかを教えてください。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今回、追加で補正しているのは1軒の農家でございまして、今回の方は、榎袋で今年度農業生産法人を新規に立ち上げた方でございます。営農体系といたしましては、稲作を中心とした主に飼料用米と、添削作物である代表としてダイズ、こちらのほうを栽培している農家ということで伺っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） そのほかのところも含めてなんですけれども、法人化を目指している件数と、それとこの補助金を受ける事業者の法人名を教えてください。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） これまでも農業生産法人につきましては県の専門家の方々の研修会や宮城農業振興公社、こちらのほうでそういう研修会ですとか、設立に向けた説明会は何度も開催しておりますが、現在私の情報なんです、今現在農業をやっている方が新たに農業生産法人として立ち上げるというような話は現在、認定農業者関係の審査会においても伺ってはならない状況でございます。

あと、こちらの法人の名称なんです、株式会社ケイズランという法人名でござ

います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 20ページ、民生費の児童措置費、保育園経費、負担金補助及び交付金といたしまして2,400万円計上されております。提案理由の説明ですと、平成31年4月開設予定の小規模保育施設というふうになっております。待機児童解消ということでの計上だと思うんですけども、どこに何型で何カ所予定しているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 昨年、子ども・子育て支援事業計画見直しをしまして、今年度は亘理小学校区内に1カ所整備する予定でございます。

事業所については、募集要領でA型、B型ございまして、町の方針としてはできれば全て保育士の確保をしていただきたいということで、A型として開設のほうをしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 去年は逢隈地区ということで、くまさん保育園のところに補助金交付、2,700万円計上されたと思うんですけども、今回2,400万円、この差は面積、施設の面積等々でこれ変わってくるわけですか。

それと、歳入のほうでの児童福祉補助金が2,100万円計上されているわけです。

この差額の分は、町持ち出しということでいいわけですか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 昨年におきましては、施設整備費は同額でございますけれども、開設準備経費としまして、備品購入費のほうを後づけで補正を行っているところでございます。これは、県の要綱上、ちょっと予算化というか、ちょっと執行残が残ってからのというお話しでございましたので、今現在ちょっと認められておりませんので、その分は一応施設整備費だけというふうに考えているところでございます。

あと、歳入と補助金の、県補助金との差額については、町持ち出しということがあります。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 3項目ちょっと質問いたします。

まず1項目が、今質問ありました保育園施設なんですけれども、こちらたしか7月に公募されていた事業の内容だったかと思うんですけれども、もう締め切っているとしますので、どのぐらいの応募があつて、そしてまた算定基準、選定が終わっているのであれば、その会社名等々を教えてくださいたいと思います。それが1点目です。

2点目が、22ページ、スクールゾーンなんですけれども、こちら新聞報道のほうで見させてもらって、25万が3件で75万円ということだと思んですが、その中で、これからも調査するというような表現になっていたかと思うんですけれども、その調査した結果で、例えばちょっと協力できないみたいなような、そんな感じのところがあつた場合にどのような対応をなされるのか。

最後に、24ページ、郷土資料館費の報償費なんですけど、こちらが何の報償費なのか。3点お願いします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 応募については、木村議員おっしゃつたとおりです。7月23日から8月3日までエントリー期間ということで、受け付けた事業者は4事業者ございました。そのうち、正式な申し込みがあつたのは2事業者ということでございます。審査会については8月31日に開催しておりまして、1事業者をそのうち選定しているところでございます。

事業者名……（「公表できるのであれば」の声あり）選定した事業者が、福島市のほうに本社があります株式会社ペンギンエデュケーションというところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ブロック塀の撤去に応じない場合ということでございますが、なるべく補助金を利用して撤去を進めていただきたいと思いますんですけれども、応じない方がおられましたら、あくまで個人の財産ですので、もし倒れるような事故があつたときは個人の責任対応となりますということを、説明を続けていって、

撤去について促していくことになろうかと思えます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 資料館費の報償費の内容につきましてなんですけれども、これにつきましては伊達成実の生誕450年の記念事業ということで、11月23日に開催予定しております成実ウオークイン亙理ということで、町内に残る成実関連の史跡等を巡って亙理と成実のかかわりと成実の業績を探るといふものの事業でございまして、それに伴い、特別ナビゲーターということで伊達武将隊の2名の方の出演料ということで計上させてもらったものでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 今の3点にそれぞれもう一度質問させていただきます。

小規模保育施設の選定、これの選定基準の中に、せっかく民間でやるわけですから、民間ならではの何かユニークさとかそういったものというのが選定基準の加点ポイントとして入っていたのかどうか。

そしてもう一つが、スクールゾーンなんですけど、これも新聞報道のほうでは500メートル以内、スクールゾーンの500メートル以内ということだったんですけど、調査の範囲をそれ以上広げる予定があるのかどうか。

最後の郷土資料館なんですけど、これはいつごろこういった話を決められたのかどうか。3点お願いします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） まず、最初なんですけれども、審査会において審査要領で審査を行ったわけなんですけれども、主に財務状況であるとか整備計画、運営方針ということで各項目を審査する内容となっております。この中においてはユニークさといいますか、特色ある保育ということで、特に力点を置く方針等を含め、そういったものも含めて運営方針の中で総合的に審査を行っていたところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） スクールゾーンの500メートルから外れた部分ということになるんですけど、今回の調査というのは宮城県の建築部門と連携して行いまして、

今月末ぐらいから始めるんですけれども、あくまでも再調査ということで県のほうでは考えておまして、それに町のほうも同行して、半径500メートル以内を調査するというように考えております。

それより広い範囲につきましては県と一緒に調査はしませんが、学校やPTA側のほうで通学路の点検とか毎年されていると思うんですが、そういうときに心配なブロックなどがあれば、情報をいただければ対応したいと考えております。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 先ほど危険ブロックの500メートル範囲ということでございますけれども、先ほど都市建設課長が答弁したとおり、県のほうの調査がその500メートル範囲というように、今年度中にその実施をするということでこちらのほうにも通知が来ております。

じゃあ、その500メートル以上をどうするかということなんですが、その辺は学校長を通じまして、危険な箇所のブロック塀があるかどうか点検をしてもらっております。そして、なおかつその塀につきましては、児童に対しまして、ちょっとそういう危険箇所があるということで周知をして、余り近寄らないようにということで指導していただくようにしている状況でございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） この成実ウオークイン亘理という事業につきましては、当初職員のほうで対応を予定してございましたけれども、5月中旬に開催しました文化財保護委員会の中で、伊達成実の生誕450年記念事業であるということなので、事業をもっと盛り上げる意味で、例えば武将隊などを呼ぶなどを検討してはどうかという意見をいただきましたので、それに基づいて決定させていただいたものでございます。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 21ページ1款1項1目常備消防費の消防広域化に伴う臨時経費分担金2,936万9,000円についてですけれども、さきの全員協議会で総務課から、消防広域化の説明で、新本部立ち上げにかかわる看板等表示及び各種システム改修等の臨時経費については広域運営計画に基づき各市町の均等負担とするという説明を受けましたけれども、これで計算しますと8,810万7,000円が消防広域化に伴う臨時経費になると考えますが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 岩沼市、亘理町、山元町で3自治体になりますので、2,936万9,000円掛ける3自治体となりますので、百井議員おっしゃる8,810万7,000円という形になります。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） では、臨時経費にかかわる新本部立ち上げにかかわる費用の内訳、それは全部3分の1ずつ、課長が説明あった、それでよろしいんですね。

そうすると、さきの説明では、負担した経費については広域化による特別交付税措置の対象になるとの説明を受けましたけれども、支出分の全額が交付税措置されるのでしょうか。

それと同時に、町には広域化にかかわる分として国から明示されるのかどうかをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） システム関係になりますけれども、それについては、先ほどの午後からの会議が始まる前に企画財政課長が申しました緊急防災減債事業債で賄えるという形になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 24ページの7節の施設整備事業費、この工事請負費なんですが、亘理中学校防火扉改修工事ほかということで700万円の計上をされておりますけれども、これについて説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 工事内容でございますが、まず記載のとおり亘理中学校の防火扉の改修工事。

もう一つが、亘理中学校フェンス改修工事。これがちょうどテニスコートからより北側の駐車場になっているフェンス、これがちょっと倒れかかっているということで、これの改修工事をするものでございます。

それから、もう一つが、亘理中学校被服室暖房機更新工事でございます。これは要は家庭科室でございますけれども、これが暖房機、要はエアコンでやっておりますが、それが壊れたというものですから、それを改修する工事。それから、この3つが708万4,000円というものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） といいますと、この防火扉改修工事には大体どのぐらいかかるのか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 亘理中学校の防火扉でございますが、これが210万円でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 歳入の町税で、償却資産。固定資産税ですけれども、現年度分の、これ8,700万円と結構大きな金をこの時期に補正しているんです。やはりこの償却資産がこの時期に補正されるというのは、何か意味合いがあったのか。大体、こういう町税の単独の収入は確定してから補正するのかというようなものが普通だと思うんだけど、この時期に償却資産、固定資産税でこのぐらい大きい金額が補正されるという意味合いが、どういうことでこのものが落ちてきたのか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 今回、固定資産税につきましては8,760万円の増額補正をさせていただいているところでございますが、主なものといたしまして、相馬岩沼間のガスパイプラインが昨年の11月に供給開始されたのに伴いまして、パイプライン設備等の追加申告のほうは石油資源開発株式会社からございましたので、今回こちらの増額補正を計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） わかりました。

また、ちょっと足すけれども、償却資産の中に太陽光発電のパネル、あれは償却資産として課税になるのは、いつごろ課税になるのか。それと、どのような算定で償却資産としてパネル、あれ一式、ワンセット、あれは課税対象になるのかならないのかって、どういう算定で課税対象にしようとしているかということ。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 済みません、太陽光パネルにつきましては、ただいま資料のほうは手持ちにございませんで、後ほどご回答させていただきます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 16ページの新庁舎棟建設事業費の中の庁舎前樹木移植業務委託料25万円について、どのような計画のもとでこの樹木の移植をするのか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） こちらは、庁舎前のクロマツ、イチイの委嘱工事ということなんですけれども、当初は見込んでいなかったんですが、やはりこの時期といいますか、厳密にいうと3月に移植をするための準備も含めた補正でございまして、やはり時期的に3月ごろが樹木の活性度が弱いというか、未活性ということで、一番適切なこの時期に根切りをしたほうが移植をよくして根つきもよいということで、この時期に補正させていただいたものでございます。

あと、実際の移植については来年度に実施する予定でございしますが、その準備等の関係で今回補正ということで今回計上させていただいています。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今回庁舎前ということでの樹木の移植というんですけれども、新庁舎全体の植樹というか、そういう部分の計画はもう出ているのでしょうか。

私、今回初めてここにあるクロマツを新しい庁舎の前に移植するというのを聞いたんですけれども、そういう計画が全然私たち議員の中にはちょっと示されていなかった気がしますけれども、そういう計画等はもう大体、何となくできているのでしょうか。まずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） こちら、まだ新庁舎の植樹計画というのは今後の外構の中でなので、まだ計画の段階といいますか、まだ詳細は決まっておきませんので、あと今後決まり次第ご説明させていただきます。

あくまでも今回ののは現庁舎の移植分、今の時期がふさわしいということで補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） まず移植するのはこのクロマツだけで、あとはしないというか、今

後の計画というか、まだようやく今新庁舎の柱がちょっと見えてきているような状況の中で、今来年の3月ごろって示されましたけれども、移植して大丈夫なのかしら、大分早い移植計画、私は全体の中でそういう移植が進んでいくのかと思ったんですけども、ここだけぼつりと出てきた部分で、私たちの中にちょっと新庁舎の全体的な部分が示されていない中でどうなのかと思ったものですから、質問をさせていただきました。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） まず、移植するのはクロマツとイチイの2種目になりまして、あとやはり町木ということで、そこは慎重にということで、先行して計画はして、もちろん全体の計画を踏まえた上での今回の移植のための補正ということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 18ページですけれども、住民基本台帳ネットワークシステム整備、これの598万2,000円ですけれども、これは歳入のほうの10ページに総務費国庫補助金ということで載せてあるんですが、そこの中の②、579万9,000円とあるんですけれども、これはイコールではないんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） こちらについては、歳出のほうの社会保障税番号制度導入に伴う住基システム改修事業、こちらに対する国の補助金なんですけれども、一部認められないものがありまして、同額ということにはなっていないというところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） その住基の関係ですけれども、いわゆるマイナンバーについて、消費者数、これわかれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 発行件数ということでございますけれども、今現在正確な数字は持ち合わせておりませんが、住民の約10%ちょっととなっております、枚数にしますと約3,500枚ぐらいかというふうに捉えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 次に、20ページのほうの3款2項4目保育園経費、以前にちょっと聞いて忘れてしまったんですけども、聞いていなかったと思うんですけども、今回この施設ができることによって待機児童の数というのはどのぐらい減るのかっていうのをちょっとお聞きしたいです。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 今回つくる施設、定員が小規模保育施設ということで19名なんですけれども、単純に言えば、定員どおりで言えば19名は減るというふうに考えますけれども、ただその他広域利用とか、あとは企業主導型の保育所とか出てきますので、今7月1日現在で55名ほど待機児童がおりますけれども、ことしの4月もそうでしたけれども、去年よりは減っていくのかというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第89号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第90号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第90号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） それでは、議案第90号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただき、1ページ目をお開き願います。

議案第90号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,371万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,828万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正につきましては、3点ございます。

1点目は、1款1項1目の一般管理費におきまして70万円を追加補正するもので、内容につきましては、国民健康保険制度の一部改正に伴うシステムの改修委託料でございます。財源といたしましては、後ほどご説明申し上げます県支出金の特別調整交付金として70万円全額交付される予定となっております。

2点目になりますが、9款1項4目の療養給付費等負担金償還金におきまして、5,030万7,000円を追加補正するものでございます。内容につきましては、概算で交付されております平成29年度分の国庫負担金であります療養給付費等負担金の額の確定に伴う国の返還金でございます。

3点目は、9款1項5目の療養給付費交付金償還金におきまして、271万1,000円を追加補正するもので、内容につきましては、概算で交付されております平成29年度分の退職者医療にかかる療養給付費交付金の額の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

今回の歳入の補正につきましても、3 点ございます。

1 点目は、4 款 1 項 1 目の保険給付費等交付金におきまして70万円を追加補正するもので、内容につきましては、歳出補正の 1 点目でご説明申し上げました国民健康保険制度の一部改正に伴うシステムの改修において、国から宮城県を通した補助金となります。

2 点目は、6 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金におきまして、5,259万6,000円を補正するものでございます。内容といたしましては、現在の財政調整基金の中には、歳出補正の 2 点目、3 点目でご説明申し上げました概算により、制度上過大に交付されている国庫負担金等が含まれておりますので、歳出補正の 2 点目、3 点目の返還金の財源にするため、財政調整基金から繰り入れするものでございます。

3 点目は、7 款 1 項 2 目その他の繰越金ですが、内容につきましては、平成30年度への繰越金の確定に伴い、当初予算で予算措置済みの500万円を引いた42万2,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第91号 平成30年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第20、議案第91号 平成30年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第91号についてご説明を申し上げますので、平成30年度亙理町介護保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第91号 平成30年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,669万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、介護給付費負担金の精算によりまして返還金が生じたものが主なものでございます。

それでは、初めに歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページの中段になります。右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。

平成29年度分の事業費の確定に伴いまして介護給付費負担金を精算した結果、償還金が生じるというようなことから、6款3項1目返還金といたしまして1,354万6,000円を追加補正するとともに、その財源といたしまして、その上段になりますが、5款1項1目基金積立金を1,103万3,000円減額し充当するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、4款1項1目介護給付費交付金並びに4款1項2目地域支援事業支援交付金につきましては、平成29年度分の介護給付費の清算によりまして追加交付となることから、この2つ合わせて169万9,000円を増額補正するものでござい

ます。

最後に繰越金でございますが、9款1項1目繰越金、平成30年度への繰越額が281万4,000円となりましたことから、当初予算では200万円を計上しておりますので、今回81万4,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第91号 平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号 平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第92号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第21、議案第92号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第92号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず初めに、別冊の平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただき、1ページ目をお開き願います。

議案第92号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平

成30年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ3億4,841万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、まず初めに歳入のほうからご説明いたします。

8ページ、9ページ目をお開き願います。

まず初めに、大枠で、制度的な説明をちょっと加えさせていただきますが、後期高齢者医療制度においては、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合のほうに納付金として納付する役割を担っております。今回の4款1項1目繰越金28万2,000円の追加補正については、繰越金のうち、保険料分の繰越金の確定に伴うものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金28万2,000円の追加補正については、歳入でもご説明いたしましたとおり、保険料繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、後期高齢者医療保険負担金分を追加補正するものでございます。

以上、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第92号 平成30年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号 平成30年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（佐藤 實君） 日程第22、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） 諮問第2号の提案の説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員として活動していただいております6名の委員のうち、大堀良子委員の任期が平成30年12月31日をもって任期満了となりますが、大堀委員を引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げるものでございます。

住所は、亘理町吉田字流140番地の1。氏名は大堀良子。生年月日は昭和22年10月12日でございます。

経歴につきましては、記載のとおりでございますが、昭和43年3月に宮城学院女子短期大学教養科を卒業され、昭和48年5月に旧河南町須江中学校に勤務されて以来、35年間にわたり教職員として力を発揮された方でございます。

また、平成28年1月に人権擁護委員に選任されてから現在まで1期3年にわたり活動いただいております、これまでの実績などを熟慮した結果、人権擁護委員として最適任であると考え、引き続き推薦したいと存じまして、ご提案申し上げるものでございます。

以上、議員各位の同意の方よろしくお願ひ申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑、採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第23 報告第28号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第23、報告第28号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは報告第28号、工事請負契約の変更に係る専決処分についてご報告させていただきます。

73ページをごらんください。

今回の専決処分につきましては、平成30年7月20日の工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

74ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度（社総交）町道亙理浜吉田線道路改良工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亙議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、75ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（社総交）町道亙理浜吉田線道路改良工事。

第3回変更契約年月日は、平成30年7月20日。

請負金額は、変更後金額が6,858万2,160円であり、226万5,840円の減額。

契約の相手方、株式会社岩佐組でございます。

請負金額が減額になった理由は、隣接する圃場整備事業に係る地権者等との調整の結果、歩車道境界ブロック据付工及び既設U字溝の構造物撤去工などが減工となったためでございます。

工期につきましては、変更前に同じでございます。

工事施工箇所等につきましては、76ページ以降をご参照願います。

以上で、報告を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第28号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第24 報告第29号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第24、報告第29号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、報告第29号 専決処分の報告、賠償額の決定及び和解についてご説明いたします。

79ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年7月13日に損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

80ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成30年3月12日に亙理町字下茨田205番地1で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生

じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、81ページの別紙をごらんください。

和解の相手方は、〇〇〇〇氏。

和解の内容は、亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に20万8,080円を支払うものとする。相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約するというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第29号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第25 報告第30号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

日程第26 報告第31号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第25、報告第30号 専決処分の報告について及び日程第26、報告第31号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、最初に報告第30号 専決処分の報告について、賠償額の決定及び和解の関係を説明申し上げます。

議案書82ページをごらんください。

平成30年7月17日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものであります。

次の83ページの専決処分書となりますが、平成30年4月26日に亘理町長瀨字豊田20番付近の町道中條新道線、葬祭会館がありますメモリアルホールフローラの南側の道路で、亘理用水路と舟入配水所との中間地点で発生した事故について、損

害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものであります。

具体定な事故の状況については、当日午前10時20分ごろ、日就会の在宅介護支援センター支援専門員の方が、当該場所を西から東に、業務のため同会の軽自動車を運転中に、道路舗装面のクラックに気がつかず破損した部分に乗り上げた際に左側後方タイヤがパンクし、ホイールも破損したという事故になります。町としては、報告を受け、ただちに安全対策をとり、翌々日の4月28日には路面の補修を実施いたしました。

次の84ページをごらんください。

記として、和解の相手方、亘理町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇です。

2、和解の内容でございますが、亘理町は、本件事故に関し損害賠償費として、相手方に2万2,702円を支払うものとする。

なお、今回の事故の過失割合は50対50の半分となったものでございまして、時間がかかった経緯については、損害保険会社との手続等において多少の時間が必要となったものでございます。

(2)として、相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約するものであります。

以上で報告第30号についての説明を終わります。

続いて、報告第31号に移らせていただきます。

85ページをごらんください。

専決処分の報告について、賠償額の決定及び和解でございます。

平成30年7月23日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の86ページの専決処分書をごらんいただきたいと思っております。

平成30年4月24日に亘理町字旧館62番地1の亘理町武道館日就館でレクリエーションダンス中に発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものであります。

具体的な状況については、同日午後1時20分ごろ、前日等の雨で武道館で雨漏りが発生しておりまして、レクリエーションダンスの教室中に、床が濡れているのが気につかず転倒し、右足首及び腰を捻挫したというふうな状況でございます。

次の87ページをごらんいただきたいと思います。

記として、和解の相手方、亙理町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

2、和解の内容。

(1) 亙理町は、本件事故に関し損害賠償費として、相手方に1万1,550円を支払うものとするものでございます。

なお、今回の事故の過失割合等については、治療費実費を支払うことになったものでございまして、時間がかかった件については、やはり損害保険会社との手続等において多少の時間が必要となったものでございます。

(2) として、相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約するものであります。

以上で報告31号について説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第30号及び報告第31号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第27 報告第32号 平成29年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから

日程第28 報告第33号 平成29年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についてまで

(以上2件一括議題)

議長（佐藤 實君） 日程第27、報告第32号 平成29年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第28、報告第33号 平成29年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第32号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） では、まずは報告第32号 平成29年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について、私のほうからご説明させていただきます。

88ページをごらんください。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づきまして、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められているところがございます。

まずは、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、その名称のとおり赤字の状況を比率で表示するものでございますが、亶理町はいずれの比率におきましても黒字であるため、数値として計上されておられません。

また、実質公債費比率は、亶理町は5.5%と、平成28年度より0.5ポイント下がっており、早期健全化基準の25.0%及び財政再生基準の35.0%を大きく下回った良好な数字となっております。

将来負担比率につきましても、将来負担額が生じていない現状であることから、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値として計上されておらず、早期健全化基準の350%を大きく下回っている状況にあります。

また、下段の資金不足比率でございますが、亶理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉島の海特別会計、亶理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足は生じていないため、数値としては計上されておらず、経営健全化基準の20%を大きく下回っております。

以上のことから、本町は平成29年度におきましても前年度に引き続き健全化判断比率につきましては、財政健全法に基づく4指標のいずれもが国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回っており、資金不足比率につきましても資金不足は生じておらず、健全な財政を維持しているものと判断されるものでございます。

以上で、報告第32号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第33号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、続きまして、議案書の89ページをお開きいただきます。

報告第33号 平成29年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成29年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率。亘理町水道事業会計、資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため数値としてあらわせないものとなっております。表につきましては、ハイフン表示ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第32号 平成29年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第33号 平成29年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時30分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 木村 満

署名議員 熊田 芳子